

■ 滋賀県原子力安全対策連絡協議会設置要綱 新旧対照表

旧	新
<p>(所掌事項)</p> <p>第2条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事項を協議する。</p> <p>(1) 県民の安全確保に係る諸課題</p> <p>(2) 県内の環境保全に係る諸課題</p> <p>(3) その他協議会の目的を達成するために必要な事項</p>	<p>(所掌事項)</p> <p>第2条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事項を<u>情報共有し、協議する。</u></p> <p>(1) 本県の要請に基づき、原子力事業者から説明、連絡または回答を受けた次の事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本県が、専門家等とともに原子力施設の安全性について確認を実施した結果 ・原子力施設等に重要な変更が行われる場合に、本県が事前に受けた説明 ・原子力施設に、停止等の特段の措置を講ずる必要が生じた場合に、事象・原因・対策等について本県が受けた説明 ・原子力発電所が事故等の原因による停止から運転を再開する際に、本県が事前に受けた説明 <p>(2) 県民の安全確保に係る諸課題</p> <p>(3) 県内の環境保全に係る諸課題</p> <p>(4) その他協議会の目的を達成するために必要な事項</p>

滋賀県原子力安全対策連絡協議会設置要綱（案）

（設置目的）

第1条 関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社および独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力事業者」という。）が福井県内に設置する原子力施設に係る諸課題について、県と市町が定期的に情報共有および協議を行い、もって原子力防災対策の推進を図り、県民の安全を確保するため、滋賀県原子力安全対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事項を情報共有し、協議する。

(1) 本県の要請に基づき、原子力事業者から説明、連絡または回答を受けた次の事項

- ・ 本県が、専門家等とともに原子力施設の安全性について確認を実施した結果
- ・ 原子力施設等に重要な変更が行われる場合に、本県が事前に受けた説明
- ・ 原子力施設に、停止等の特段の措置を講ずる必要が生じた場合に、事象・原因・対策等について本県が受けた説明
- ・ 原子力発電所が事故等の原因による停止から運転を再開する際に、本県が事前に受けた説明

(2) 県民の安全確保に係る諸課題

(3) 県内の環境保全に係る諸課題

(4) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

（協議会の構成）

第3条 協議会は、滋賀県および県内市町で構成し、その構成員は、県および市にあっては原子力防災担当部局長、町にあっては原子力防災担当課長をもって充てる。ただし、その他の職の者をもって充てることを妨げない。

第4条 協議会に、会長および副会長を置く。

2 会長は、滋賀県防災危機管理監(滋賀県防災危機管理局長事務取扱)をもって充て、副会長は会長が指名する者をもって充てる。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議の開催）

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

（オブザーバー）

第6条 協議会の会議には、原子力事業者、国および構成員以外の地方公共団体の職員ならびに学識経験者等に、オブザーバーとして参加を求めることができる。

（庶務）

第7条 協議会の庶務は、滋賀県防災危機管理局で処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 7 月 25 日から施行する。

この要綱は、平成 27 年 月 日から施行する。